

文京学院大学大学院学則

第 1 章 総 則

(趣旨・目的)

- 第 1 条 この学則は、文京学院大学学則（以下「学則」という。）第 3 条第 3 項の規定に基づき、文京学院大学大学院（以下「大学院」という。）について必要な事項を定める。
- 2 大学院は、「自立と共生」の建学の精神に則り、教育基本法ならびに学校教育法に基づき、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥をきわめて社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価等)

- 第 2 条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条に定める目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行う。
- 2 前項の点検および評価を行うに当たっての項目ならびに実施体制等については、別に定める。

(人材養成)

- 第 3 条 大学院設置基準の趣旨に沿い、各研究科において以下の人才培养を目指す。

研究科	専攻	目標とする人材
経営学研究科	経営学専攻	ビジネス・マネジメントコース 高い経営能力をもった上級管理職、高度な専門職業人および新しいビジネスの創造を目指す人材の養成 コンテンツ・マネジメントコース コンテンツを生み出すクリエイターとビジネス市場の橋渡しをするコンテンツプロデューサーを目指す人材の養成 税務マネジメントコース 理論と実務を架橋できる研究者や高度な専門職業人および戦略的思考をもった上級管理職の養成
人間学研究科	人間学専攻	保育・福祉領域の現在直面している諸問題や将来あるべき諸制度・方法に関する研究を通じて研究者の養成ならびに専門職業人の養成を目的とする。
	心理学専攻	心理学の基本的領域の問題に対して理論的研究を深化させ、それに基づいた実践的かつ臨床的領域における研究者ならびに専門職業人の養成を目的とする。
外国語学研究科	英語コミュニケーション専攻	高度の英語力、IT 技能、専門分野の知識をバランスよくあわせもつ専門的職業人の育成を目指す。 ・国際機関、国際企業、国際協力・貢献 NGO などで活躍できる人材 ・異文化理解の増進に貢献しうる人材 ・国際語としての英語が使える日本人を効率的に養成できる教員
保健医療科学研究科	保健医療科学専攻	保健医療領域での多職種チームによる多角的なアプローチを統括できる人材の育成を目指す。そのために理学療法士、作業療法士、臨床検査技師等の有資格者に対して、より高

		度な専門的知識および技術を教授し、医療技術分野を学術的・理論的に研究し科学的にとらえられる研究者ならびに高度専門職業人の養成を目的とする。
看護学研究科	看護学専攻	看護師、保健師、助産師等の有資格者に対して、さらに高度な専門的技術を教授するとともに、高度な看護学の知識を教授し、看護実践を科学的にとらえて学術的、理論的に研究していくことをとするものである。

第2章 基本組織

(研究科、専攻、課程および学生定員)

第4条 本大学院に設置する研究科、専攻、課程および学生定員は次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
経営学研究科	経営学専攻	修士課程	30名	60名
人間学研究科	人間学専攻	修士課程	10名	20名
	心理学専攻	修士課程	20名	40名
外国語学研究科	英語コミュニケーション専攻	修士課程	10名	20名
保健医療科学研究科	保健医療科学専攻	修士課程	20名	40名
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	10名	20名

2 本大学院においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

3 本大学院においては、社会人学生の利便を図るため、大学院教育の一部を本校以外の場所で行うことができる。

第3章 教員組織

(教員)

第5条 本大学院研究科に、教授、准教授、講師、助教を置く。

2 研究指導を担当する教員は、「指導教員」と称する。

第4章 運営組織

(大学運営会議)

第6条 大学運営会議に関する事項は、学則第4章に定めるところによる。

(研究科委員会)

第7条 各研究科に、研究科の重要な事項を審議決定するため研究科委員会を必ず置く。

2 研究科委員会は、教育研究に関する事項について審議する機関であり、決定権者である学長に対して意見を述べる機関である。

3 研究科委員会については、別に定める。

(研究科委員長)

第8条 各研究科に、研究科委員長を置く。

- 2 研究科委員長は、研究科委員会を招集し、その議長となる。
- 3 研究科委員長は、「大学組織職務権限規程」第9条第3項に基づき、当該大学院研究科担当の教授のうちから学長の推薦に基づき、理事長が任命する。
- 4 研究科委員長の任期は2年とし、再任は妨げない。

(研究科委員会の組織)

- 第9条 研究科委員会は、当該研究科の授業および研究指導を担当する教授、授業のみを担当する教授をもって組織する。
- 2 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が必要と認めたときは、研究科委員会に准教授その他他の職員を加えることができる。
 - 3 学長、副学長および事務局長は、研究科委員会に出席して意見を述べることができる。
 - 4 研究科委員会の運営方法、定足数および議決方法その他については、別に定める。

(研究科委員会の審議事項)

- 第10条 研究科委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べる。
- 1) 学生の入学、転入学、転学、休学、留学、退学、再入学、除籍、卒業及び課程の修了に関する事項
 - 2) 学位の授与に関する事項
 - 3) 学長が定める事項
- ※「学校教育法第93条2項3号の学長が定める事項」については、別途学長裁定規程として定める。
- 2 研究科委員会は、次の事項を審議し、学長等（学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長）から求められた場合、意見を述べる。
 - 1) 科目等履修生、聴講生、研究生、外国人留学生に関する事項
 - 2) 大学院学生団体および学生の生活指導に関する事項
 - 3) 大学院学生の賞罰に関する事項
 - 4) その他教育研究に関する事項

第5章 修業年限および在学年限

(修業年限)

- 第11条 本大学院の標準修業年限は2年とする。
- 2 大学院学生は、指導教員および研究科委員長を経て、学長の許可を受け、4年まで延長することができる。
 - 3 本大学院では、学生の多様な学習動機・目的に応えるため、社会人を対象に標準在籍1年の学生を受け入れることがある。1年在籍修了生については、別に定める。

(在学年限)

- 第12条 本大学院の学生は、4年を超えて在学することができない。

第6章 学年、学期、および休業日

(学年・学期・休業日)

- 第13条 学年、学期および休業日については、文京学院大学学則第7章の規程を準用する。

第7章 教育課程および履修方法等

(授業科目)

- 第14条 本大学院経営学研究科において開設する授業科目およびその単位数は、別表のとおりとす

る。

- (1) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
 - (2) 経営学研究科経営学専攻の学生は、指導教員の指示に従って、該当する別表の授業科目から、修士課程においては、32単位以上履修するとともに、必要な研究指導を受けなければならない。
- 2 本大学院人間学研究科において開設する授業科目およびその単位数は、別表のとおりとする。
- (1) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
 - (2) 人間学研究科人間学専攻の学生は、指導教員の指示に従って、該当する別表の授業科目から、修士課程においては、32単位以上履修するとともに、必要な研究指導を受けなければならない。
 - (3) 人間学研究科人間学専攻保育学コースにおいては、幼稚園教諭専修免許状を受けることができる。授業科目の履修方法については、別表の通りとする。
 - (4) 人間学研究科心理学専攻の学生は、指導教員の指示に従って、該当する別表の授業科目から、修士課程においては、32単位以上履修するとともに、必要な研究指導を受けなければならない。
- 3 本大学院外国語学研究科において開設する授業科目およびその単位数は、別表のとおりとする。
- (1) 外国語学研究科英語コミュニケーション専攻の学生は、指導教員の指示に従って、該当する別表の授業科目から、修士課程においては、32単位以上履修するとともに、必要な研究指導を受けなければならない。
 - (2) 外国語学研究科英語コミュニケーション専攻においては、中学校・高等学校教諭専修免許(英語)を受けることができる。授業科目の履修方法については、別表の通りとする。
- 4 本大学院保健医療科学研究科において開設する授業科目およびその単位数は、別表のとおりとする。
- (1) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
 - (2) 保健医療科学研究科保健医療科学専攻の学生は、指導教員の指示に従って、該当する別表の授業科目から、修士課程においては、32単位以上履修するとともに、必要な研究指導を受けなければならない。
- 5 本大学院看護学研究科において開設する授業科目およびその単位数は、別表のとおりとする。
- (1) 前号に定めるもののほか、必要に応じて特定の授業科目を設けることがある。
 - (2) 看護学研究科看護学専攻の学生は、指導教員の指示に従って、該当する別表の授業科目から、修士課程においては、30単位以上履修するとともに、必要な研究指導を受けなければならない。
- 6 授業科目の履修方法については、別表のとおりとする。

第8章 課程修了の要件等

(履修の認定)

第15条 各授業科目の履修の認定は、試験または研究報告等により、授業科目担当教員が学期末または学年末に行う。

(科目等履修生が履修した単位の認定)

第16条 大学院生が、本学大学院研究科に入学する前に本学大学院研究科の科目等履修生として修得した単位、および他の大学院において修得した単位(科目等履修生制度を含む)について、

15単位を限度として、当該研究科において修得した単位とみなすことができる。

(他の大学院等における修学および留学)

第17条 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると研究科委員会において認めるときは、あらかじめ当該他の大学院と協議のうえ、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

- 2 前項の規定により履修した他の大学院の授業科目について修得した単位は、15単位を限度として、本大学院の研究科において修得した単位とみなすことができる。
- 3 本学則第16条及び第17条に該当する科目について修得した単位は、20単位を限度として、本学大学院の研究科において修得した単位とみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第18条 大学院学生が他の大学院、または高度の水準を有する研究所において研究指導を受けることが教育上有益であると研究科委員会において認めるときは、あらかじめ、当該他の大学院等と協議のうえ、学生が当該他の大学院等において研究指導の一部を受けることを認めることがある。ただし、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により受けた研究指導は、本大学院の研究科において受けた研究指導とみなすことができる。

(外国の大学院等における修学および留学)

第19条 大学院学生が、外国の大学院またはこれに相当する高等教育機関等において修学することが教育上有益であると研究科委員会において認めるときは、あらかじめ当該外国の大学院等と協議の上、大学院学生が当該外国の大学院等に留学することを認めることがある。

- 2 前項の規定により留学した期間は、在学年数に算入する。
- 3 第1項の規定により留学して得た修学の成果は、8単位を超えない範囲で本大学院において修得した単位または受けた研究指導とする。
- 4 前項により付与することができる単位数は、第17条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて8単位を超えないものとする。

(成績評価)

第20条 成績の評価は、秀、優、良、可、不可とし、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

- 2 評価の基準を次のようにする。

秀	90～100点
優	80～89点
良	70～79点
可	60～69点
不可	59点以下

(修了)

第21条 経営学研究科経営学専攻修士課程を修了の要件は、大学院に2年以上在学し、32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 人間学研究科人間学専攻修士課程を修了の要件は、大学院に2年以上在学し、32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 人間学研究科心理学専攻修士課程を修了の要件は、大学院に2年以上在学し、32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 4 外国語学研究科英語コミュニケーション専攻修士課程を修了の要件は、大学院に2年以上在学し、32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 5 保健医療科学研究科保健医療科学専攻修士課程を修了の要件は、大学院に2年以上在学し、32単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格することとする。
- 6 看護学研究科看護学専攻修士課程を修了の要件は、大学院に2年以上在学し、30単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文の審査および試験に合格することとする。
- 7 本条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項の場合において、当該修士課程の目的に応じ適當と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(修士論文の審査および最終試験)

- 第22条 修士論文の審査は、指導教員を含め、研究科委員会で選定する3名の教員が行うものとする。ただし、必要があるときは、他の大学院等所属の教員等の意見を聞くことができる。
- 2 最終試験は、修士論文の審査が終わった後に、修士論文を中心として、これに関連ある科目について行う。
- 3 最終試験は、筆記および口頭により行うものとする。

第9章 学位

(学位の授与)

- 第23条 修士論文の審査および最終試験に合格し、第21条に定める修了の要件を満たした者については、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。

- 2 学長は、修了を認定した者に対して、次の区分により修士の学位を授与する。

研究科	専攻	課程	学位
経営学研究科	経営学専攻	修士課程	修士(経営学)
人間学研究科	人間学専攻	修士課程	修士(人間学)
	心理学専攻	修士課程	修士(心理学)
外国語学研究科	英語コミュニケーション専攻	修士課程	修士(英語コミュニケーション)
保健医療科学研究科	保健医療科学専攻	修士課程	修士(保健医療科学)
看護学研究科	看護学専攻	修士課程	修士(看護学)

- 3 その他、学位に関する事項は、別に定める学位規程による。

第10章 入学、休学、転入学、転学、再入学、退学および除籍

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第25条 本大学院に入学することができる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (5) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22才以上の方

(入学出願手続)

第26条 本大学院に入学を志願する者は、次の書類に検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 本大学院所定の入学願書
- (2) 卒業または卒業見込証明書、もしくはその他入学資格を証明する書類
- (3) 出身校の成績証明書

(入学者の選考)

第27条 前条の入学志願者については、次の方法によって選考を行う。試験科目等詳細については別に定める。

- (1) 一般試験入学（筆記および口述による学力試験による選考）
- (2) 社会人入学（学力試験を課さず、一定の職歴と口述試験による選考）
- (3) 文京学院大学経営学部および外国語学部の飛び級制度による入学（学力試験を課さず、口述試験による選考）

(入学手続)

第28条 前条の選考に合格した者は、別に定めるところにより、入学金を添えて入学の手続をしなければならない。

(入学許可)

第29条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(休 学)

第30条 疾病その他やむを得ない理由により、3ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て、休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者について、学長は、休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は1ヶ年以内とする。ただし、特別の事由があるときは、引き続きさらに1ヶ年以内の休学を許可することがある。また、休学の期間は、通算して4年を超えることができない。
- 4 休学期間満了の場合または休学期間にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。
- 5 休学の期間は、第12条の在学年限に算入しない。

(転入学)

第31条 学長は、他の大学院に在学する者が、本大学院に転入学を願い出たときは、選考の上、許可することがある。

- 2 前項に関して、必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(転 学)

第32条 他の大学院に転学を志願する者は、その理由を具して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(再入学)

第33条 第34条の規定により、退学を許可されたもので、同一専攻に再入学を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、学長が相當年次に入学を許可することができる。

2 第35条各号の規定により、除籍された者で、同一専攻に志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、学長が相当年次に入学を許可する場合がある。

(退学)

第34条 退学しようとする者は、その理由を具して学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 学長は大学院学生が病気その他の事由で成業の見込みが無いと認めたときは、退学を命ずることがある。

(除籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第12条に定める在学年限を超えた者
- (2) 授業料等学費の納付を怠り、催促してもなお納付しない者
- (3) 休学の期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

第11章 検定料、入学金、授業料 等

(検定料等の金額)

第36条 本大学院の検定料、入学金、授業料、施設費、維持管理費および演習費は、別表のとおりとする。1年修了の場合の特別研究指導費については、別表備考のとおりとする。本大学院を修了した者が他の研究科、専攻またはコース等に再入学した場合には、入学金および施設費を免除する。

2 第28条の規定に基づき本学に入学を許可された者が納める学費は、原則として当該者の属する年次の在学者に係わる学費と同額とする。ただし、検定料および入学金は、入学する年度の学則に定められた額とする。また、施設費および文京学院大学を卒業した者の入学金は、入学年次により別表のとおり一部免除する。

(授業料等の納入)

第37条 授業料、維持管理費および演習費は、次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、延納を許可することがある。

前期 4月30日まで 後期 10月31日まで

2 入学金および施設費は、所定の期日までに納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第38条 休学中は、授業料等の納付金を納入しなければならない。ただし、当該期開始前に休学の申請があり、休学を許可され、または命じられた者については、前期の全期間または後期の全期間を休学したときは、その期の授業料、演習費を免除する。

2 期の途中、前期においては6月30日(休日の場合はその前日)、後期においては12月27日(休日の場合はその前日)までに休学の申請があり、休学を許可され、または命じられた者については、その学期について納入すべき授業料および演習費の2分の1を減額する。

3 前項の手続きについては、研究科委員会の審議決定を踏まえ、学長の許可の基に行う。

(退学、停学等の場合の授業料等)

第39条 前期または後期の途中で退学もしくは転学した者については、当該期分の授業料、維持管理費および演習費を、納入しなければならない。

2 停学期間中の授業料、維持管理費および演習費は、納入しなければならない。

(納入した検定料等)

第40条 納入した検定料、入学金、授業料、施設費、維持管理費および演習費は、返還しない。

ただし、本学則第38条に規定する休学の場合の授業料等については、既に納付された授業料等をその全額または2分の1を返還する。

第12章 科目等履修生、聴講生、研究生、外国人留学生、長期履修学生

(科目等履修生)

第41条 本大学院において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(聴講生)

第42条 本大学院所定の授業科目中、その1科目の聴講を願い出る者があるときは、当該授業に支障のない限りにおいて、選考の上、聴講生として、聴講を許可することがある。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

第43条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、授業および研究に支障がない限りにおいて、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第44条 外国人で、大学院等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

(長期履修学生)

第45条 看護学研究科長期履修学生に関する事項は、別に定める。

第13章 賞 罰

(賞 罰)

第46条 大学院学生の賞罰は、文京学院大学学則第14章の規程を準用する。この場合において「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第14章 スポーツマネジメント研究所

(スポーツマネジメント研究所)

第47条 本大学院にスポーツマネジメント研究所を置く。

2 スポーツマネジメント研究所に関する事項は、別に定める。

第15章 改 正

(改 正)

第48条 本学則の改定は、研究科委員会および大学運営会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この学則は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、令和3年以前の入学者については、入学年度の学則による。

また、第5条第1項の「講師」については、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの適用とする。

[大学院学則第14条第1項別表] 授業科目の種類および単位数

経営学研究科【ビジネス・マネジメントコース】

系 列	授業科目	必修	選択必修	選択
基礎科目群	経営学研究Ⅰ		2	
	経営学研究Ⅱ		2	
	マーケティング研究Ⅰ		2	
	マーケティング研究Ⅱ		2	
コース科目群	経営財務研究Ⅰ		2	
	経営情報特論Ⅰ		2	
	経営史研究Ⅰ		2	
	経営者研究Ⅰ		2	
	財務諸表研究Ⅰ		2	
	人的資源管理研究Ⅰ		2	
ビジネス・マネジメントコース系列	人的資源管理研究Ⅱ		2	
	会社法研究Ⅰ		2	
	会社法研究Ⅱ		2	
	経営情報特論Ⅱ		2	
	経営史研究Ⅱ		2	
	経営者研究Ⅱ		2	
	財務諸表研究Ⅱ		2	
	経営財務研究Ⅱ		2	
	国際会計研究Ⅰ		2	
	国際会計研究Ⅱ		2	
	国際金融研究Ⅰ		2	
	国際金融研究Ⅱ		2	
	ソーシャルビジネス研究Ⅰ		2	
	ソーシャルビジネス研究Ⅱ		2	
	国際ビジネス研究Ⅰ		2	
	国際ビジネス研究Ⅱ		2	
	経営戦略研究Ⅰ		2	
	経営戦略研究Ⅱ		2	
	経営統計リテラシー特論		2	
コンテンツ・マネジメントコース系列	ビジュアルアート研究Ⅱ		2	
	コンテンツマネジメント研究Ⅱ		2	
	映像表現法Ⅱ		2	
	コンテンツマーケティング研究Ⅰ		2	
	コンテンツマーケティング研究Ⅱ		2	
	コンテンツ知的財産権研究Ⅰ		2	
	コンテンツ知的財産権研究Ⅱ		2	
	コンテンツプロデュース研究Ⅰ		2	
	コンテンツプロデュース研究Ⅱ		2	

①論文指導科目(演習)は1科目のみ選択必修、2年間継続で8単位修得。同じ指導教授の研究科目(4単位)を履修するのが望ましい。

②コース別セミナー科目および論文作成指導科目は1年次必修。

③基礎科目群から2科目、4単位選択必修。またコース科目群から2科目、4単位選択必修。

④上記①～③を含み、合計32単位が修了に必要な単位数。

⑤選択科目群はコース系列に関わらず選択自由。

⑥各科目のⅠは前期、Ⅱは後期開講科目。

系 列	授業科目	必修	選 択必修	選 択
選 択 科 目 群	租税法研究Ⅰ			2
	租税法研究Ⅱ			2
	国際租税法研究Ⅰ			2
	国際租税法研究Ⅱ			2
	法人税法研究Ⅰ			2
	法人税法研究Ⅱ			2
	所得税法研究Ⅰ			2
	所得税法研究Ⅱ			2
	相続税法研究Ⅰ			2
	相続税法研究Ⅱ			2
論文指導科目群 (演習科目)	消費税法研究Ⅰ			2
	消費税法研究Ⅱ			2
	秋季セミナー	1		
	海外フィールドワークⅠ・Ⅱ			2
	論文作成指導	1		
	経営学演習1・2			8
	経営財務演習1・2			8
	情報システムと管理演習1・2			8
	マーケティング演習1・2			8
	財務諸表演習1・2			8

論文指導科目群
(演習科目)

経営学研究科【税務マネジメントコース】

系 列	授業科目	必修	選択必修	選択	系 列	授業科目	必修	選択必修	選択
コース科目群	経営学研究 I		2		群 選 択 科 目 レ ソ ト コ ー ス 系 税 務 マ ネ ジ メ	国際租税法研究 I			2
	経営学研究 II		2			国際租税法研究 II			2
	マーケティング研究 I		2			消費税法研究 I			2
	マーケティング研究 II		2			消費税法研究 II			2
	租税法研究 I		2			コース別・セミナー科目	夏季セミナー	1	
	租税法研究 II		2			コース別・フィールドワーク科目	海外フィールドワーク I・II		2
	法人税法研究 I		2			コース別・論文作成指導	論文作成指導	1	
	法人税法研究 II		2			論文指導科目群 (演習科目)	法人税法演習1・2	8	
	相続税法研究 I		2				租税法演習1・2	8	
	相続税法研究 II		2				相続税法演習1・2	8	
	所得税法研究 I		2				消費税法演習1・2	8	
	所得税法研究 II		2						
	消費税法研究 I		2						
	消費税法研究 II		2						
選 択 科 目 群	人的資源管理研究 I			2					
	人的資源管理研究 II			2					
	会社法研究 I			2					
	会社法研究 II			2					
	経営情報特論 I			2					
	経営情報特論 II			2					
	経営史研究 I			2					
	経営史研究 II			2					
	経営者研究 I			2					
	経営者研究 II			2					
	財務諸表研究 I			2					
	財務諸表研究 II			2					
	経営財務研究 I			2					
	経営財務研究 II			2					
	国際会計研究 I			2					
	国際会計研究 II			2					
	国際金融研究 I			2					
	国際金融研究 II			2					
	ソーシャルビジネス研究 I			2					
	ソーシャルビジネス研究 II			2					
	国際ビジネス研究 I			2					
	国際ビジネス研究 II			2					
	経営戦略研究 I			2					
	経営戦略研究 II			2					
	経営統計リテラシー特論			2					

①論文指導科目(演習)は1科目のみ選択必修、2年間継続で8単位修得。同じ指導教授の研究科目(4単位)を履修するのが望ましい。

②コース別セミナー科目および論文作成指導科目は1年次必修。

③コース科目群から16単位選択必修。

④上記①～③を含み、合計32単位が修了に必要な単位数。

⑤選択科目群はコース系列に関わらず選択自由。

⑥各科目の I は前期、II は後期開講科目。

経営学研究科【コンテンツ・マネジメントコース】

系 列	授業科目	必修	選択必修	選択
基礎科目群	経営学研究Ⅰ		2	
	経営学研究Ⅱ		2	
	マーケティング研究Ⅰ		2	
	マーケティング研究Ⅱ		2	
	ビジュアルアート研究Ⅰ		2	
	コンテンツマネジメント研究		2	
	映像表現法Ⅰ		2	
	人的資源管理研究Ⅰ		2	
	人的資源管理研究Ⅱ			
	会社法研究Ⅰ		2	
コース科目群	会社法研究Ⅱ		2	
	経営情報特論Ⅰ		2	
	経営情報特論Ⅱ		2	
	経営史研究Ⅰ		2	
	経営史研究Ⅱ		2	
	経営者研究Ⅰ		2	
	経営者研究Ⅱ		2	
	財務諸表研究Ⅰ		2	
	財務諸表研究Ⅱ		2	
	経営財務研究Ⅰ		2	
	経営財務研究Ⅱ		2	
	国際会計研究Ⅰ		2	
	国際会計研究Ⅱ		2	
	国際金融研究Ⅰ		2	
	国際金融研究Ⅱ		2	
	ソーシャルビジネス研究Ⅰ		2	
	ソーシャルビジネス研究Ⅱ		2	
	国際ビジネス研究Ⅰ		2	
	国際ビジネス研究Ⅱ		2	
ビジネス・マネジメントコース系列	経営戦略研究Ⅰ		2	
	経営戦略研究Ⅱ		2	
	経営統計リテラシー特論		2	
	ビジュアルアート研究Ⅱ		2	
	コンテンツマネジメント研究Ⅱ		2	
	映像表現法Ⅱ		2	
	コンテンツマーケティング研究Ⅰ		2	
	コンテンツマーケティング研究Ⅱ		2	
	コンテンツ知的財産権研究Ⅰ			
	コンテンツ知的財産権研究Ⅱ		2	
コンテンツ・マネジメント	コンテンツプロデュース研究Ⅰ		2	
	コンテンツプロデュース研究Ⅱ		2	

①論文指導科目(演習)は1科目のみ選択必修、2年間継続で8単位修得。同じ指導教授の研究科目(4単位)を履修するのが望ましい。

②コース別セミナー科目および論文作成指導科目は1年次必修。

③基礎科目群から2科目、4単位選択必修。またコース科目群から2科目、4単位選択必修。

④上記①～③を含み、合計32単位が修了に必要な単位数。

⑤選択科目群はコース系列に関わらず選択自由。

⑥各科目のⅠは前期、Ⅱは後期開講科目。

系 列	授業科目	必修	選 択必修	選 択
税務マネジメント系列	租税法研究Ⅰ			2
	租税法研究Ⅱ			2
	法人税法研究Ⅰ			2
	法人税法研究Ⅱ			2
	国際租税法研究Ⅰ			2
	国際租税法研究Ⅱ			2
	所得税法研究Ⅰ			2
	所得税法研究Ⅱ			2
	相続税法研究Ⅰ			2
	相続税法研究Ⅱ			2
コース別・セミナー科目	消費税法研究Ⅰ			2
	消費税法研究Ⅱ			2
	夏季セミナー	1		
	海外フィールドワークⅠ・Ⅱ			2
	論文作成指導	1		
論文指導科目群 (演習科目)	映像表現法演習		8	
	コンテンツマネジメント演習Ⅰ・Ⅱ		8	
	ビジュアルアート演習Ⅰ・Ⅱ		8	

[大学院学則第14条第2項別表] 授業科目の種類および単位数

<人間学研究科 人間学専攻 保育学コース>

授業科目	単位	
	必修	選択
保育専門科目	保育原論研究	2
	教育学原論	2
	児童福祉研究	2
	児童福祉特別演習	2
	乳幼児発達心理学研究	2
	保育心理学研究	2
	乳幼児発達臨床研究Ⅰ	2
	乳幼児発達臨床研究Ⅱ	2
	特別支援教育研究	2
	特別支援教育実践研究	2
	保育カウンセリング研究	2
	保育臨床特別研究	2
	臨床発達支援研究	2
	言語発達支援研	2
	健康科学研究	2
	保育実践研究	2
	保育実践特別演習	2
	環境教育研究	2
	情報教育研究	2
	保育運営研究	2
	保育運営実践研究	2
	保育臨床実習Ⅰ	1
	保育臨床実習Ⅱ	1
専修科目	特別研究	8

[第14条第2項第3項別表]

人間学研究科人間学専攻保育学コース 幼稚園教諭専修免許状取得に係る授業科目の種類及び単位数 (平成31年度以降入学生)

施行規則に定める科目区分等		本学開設授業科目	単位数		備 考
科目区分			必修	選択	
大学が独自に設定する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	健康科学研究 環境教育研究		2 2	合計24単位以上修得すること。
	教育の基礎的理解に関する科目	保育原論研究 教育学原論 乳幼児発達心理学研究 保育心理学研究 特別支援教育研究 保育臨床特別研究 保育実践研究 保育実践特別演習 保育運営研究 保育運営実践研究		2 2 2 2 2 2 2 2 2	
		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談に関する科目	保育カウンセリング研究	2	

*幼稚園教諭専修免許状の取得には、すでに幼稚園教諭一種免許状を取得していること。

<人間学研究科 人間学専攻 社会福祉学コース>

授業科目		単位	
		必修	選択
選択・必修科目	基礎となる科目	社会福祉学研究	2
		ソーシャルワーク研究Ⅰ	2
		ソーシャルワーク研究Ⅱ	2
		社会福祉研究法特別研究	2
	社会福祉方法論・分野論	福祉社会学特別研究	2
		共生社会論特別研究	2
		高齢者福祉特別研究	2
		児童福祉特別研究	2
		医療ソーシャルワーク特別研究	2
		コミュニティソーシャルワーク特別研究	2
		福祉教育論特別研究	2
	実践講座	福祉スポーツ論特別研究	2
		地域福祉特別研究	2
	その他の関連科目	福祉起業論	2
		特別実践講座Ⅰ	2
		特別実践講座Ⅱ	2
		児童福祉特別演習	2
専修科目	その他の関連科目	発達心理学特殊研究	2
		生徒指導・キャリア教育研究	2
		老年心理学特殊研究	2
	専修科目	特別研究	8

- * 必修科目の他に、「社会福祉方法論・分野論」から4単位以上、「実践講座」から2単位以上、「その他の関連科目」から2単位以上の単位を取得しなければならない。
- * 高等学校（公民）の専修免許取得には公民の1種免許を既に取得し、心理学専攻心理学コースの専修免許に関する単位を24単位以上取得することが必要である。
- * 心理学専攻の科目は10単位を上限として修了単位に参入できるものとする。

[大学院学則第14条第2項別表] 授業科目の種類および単位数

<人間学研究科 心理学専攻 心理学コース>

	授業科目	単位	
		必修	選択
選択・必修科目	保健医療分野に関する理論と支援の展開（精神医学特殊研究）	2	2
	福祉分野に関する理論と支援の展開（老年臨床心理学特殊研究）		2
	教育分野に関する理論と支援の展開		2
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開		2
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開		2
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践（家族心理学特殊研究）		2
	心の健康教育に関する理論と実践		2
	心理学特殊研究		2
	心理学研究法特殊研究		2
	心理学情報処理法特殊演習		2
	質的心理学特殊研究		2
	発達心理学特殊研究		2
	認知心理学特殊研究		2
	人格心理学特殊研究		2
	教授・学習心理学特殊研究		2
	社会心理学特殊研究		2
	生理心理学特殊研究		2
	心理教育的アセスメント研究		2
	特別支援教育研究		2
	学校カウンセリング特殊研究		2
	臨床心理学特殊研究		2
	生徒指導・キャリア教育研究		2
	学校心理学特殊研究		2
関連科目	乳幼児発達心理学研究	2	2
	保育カウンセリング研究		2
	保育臨床特別研究		2
専修科目	特別研究	8	

[大学院学則第14条第2項別表] 授業科目の種類および単位数

<人間学研究科 心理学専攻 臨床心理学コース>

	授業科目	単位	
		必修	選択
選択科目	保健医療分野に関する理論と支援の展開（精神医学特殊研究）*		2
	福祉分野に関する理論と支援の展開（老年臨床心理学特殊研究）*		2
	教育分野に関する理論と支援の展開*		2
	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開*		2
	産業・労働分野に関する理論と支援の展開*		2
	臨床心理査定演習I（心理的アセスメントに関する理論と実践）*		2
	臨床心理面接特論I（心理支援に関する理論と実践）*		2
	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践（家族心理学特殊研究）*		2
	心の健康教育に関する理論と実践*		2
	心理実践実習I*		1
	心理実践実習II*		1
	臨床心理実習I（心理実践実習III）*		1
	心理実践実習IV*		1
	臨床心理学特論I		2
	臨床心理学特論II		2
	臨床心理査定演習II		2
	臨床心理面接特論II		2
	臨床心理基礎実習I		1
	臨床心理基礎実習II		1
	臨床心理実習II		1
	心理学研究法特殊研究		2
	心理学特殊研究		2
	心理学情報処理法特殊演習		2
	質的心理学特殊研究		2
	人格心理学特殊研究		2
	発達心理学特殊研究		2
	認知心理学特殊研究		2
	社会心理学特殊研究		2
	生理心理学特殊研究		2
	投影法特殊研究		2
関連科目	ロールシャッハ特殊研究		2
	心理療法特論		2
	学校臨床心理学特殊研究		2
	グループ・アプローチ特論		2
	特別支援教育研究		2
	乳幼児発達心理学研究		2
	保育カウンセリング研究		2
	保育臨床特別研究		2
専修科目	心理教育的アセスメント研究		2
	生徒指導・キャリア教育研究		2
	公認心理師特講		2
	臨床心理外部実習		1
	特別研究	8	

[大学院学則第14条第3項第1号別表] 授業科目の種類および単位数

外国語学研究科 英語コミュニケーション専攻

授業科目		単位	
		必修	選択
共通科目		アカデミック・ライティングA アカデミック・ライティングB	2 2
	〈国際協力〉	国際協力研究 社会開発研究 ジェンダーと開発研究 多文化共生研究 国際人権研究A 国際人権研究B 国際協力フィールドワークA 国際協力フィールドワークB 海外フィールドスタディズI	*
	〈国際ビジネス コミュニケーション〉	国際ビジネス研究ⅠA 国際ビジネス研究ⅠB 国際ビジネス研究ⅡA 国際ビジネス研究ⅡB 国際ビジネス研究ⅢA 国際ビジネス研究ⅢB 国際ビジネスコミュニケーション研究ⅠA 国際ビジネスコミュニケーション研究ⅠB 国際ビジネスコミュニケーション研究ⅡA 国際ビジネスコミュニケーション研究ⅡB 海外フィールドスタディズII	*
専門科目	〈英米文化理解〉	アメリカ研究ⅠA アメリカ研究ⅠB アメリカ研究ⅡA アメリカ研究ⅡB イギリス研究ⅠA イギリス研究ⅠB イギリス研究ⅡA イギリス研究ⅡB 英米外交研究A 英米外交研究B 異文化理解研究A 異文化理解研究B 英米文化理解フィールドワークA 英米文化理解フィールドワークB 海外フィールドスタディズIII	*
	〈英語教育・英語学〉	第二言語習得研究A 第二言語習得研究B 英語教育学研究ⅠA 英語教育学研究ⅠB 応用言語学研究ⅠA 応用言語学研究ⅠB 応用言語学研究ⅡA 応用言語学研究ⅡB 教育社会学研究A 教育社会学研究B 英語教育学研究ⅡA 英語教育学研究ⅡB 海外フィールドスタディズIV	*

特別研究	特別研究Ⅰ・Ⅱ (修士論文指導または課題研究指導)	8	
------	------------------------------	---	--

1. 特別研究Ⅰ・Ⅱ（8単位）は必修。1年次から始まり、2年間継続で8単位修得。指導教員により修士論文または課題研究の指導を受ける。また、選択した指導教員の研究科目4単位も必修。さらに、指導教員により指定される科目を履修する。
2. 中学校・高等学校教諭専修免許（英語）を取得するには既に一種免許を持ち、加えて*印の21科目（42単位）の中から、24単位以上取得しなければならない。

[大学院学則第14条第4項別表] 授業科目の種類および単位数

(保健医療科学研究科保健医療科学専攻)

科目区分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択必修	選択
共通基礎科目 分野	医療英語特論	2		
	医療情報学特論	2		
共通コア科目 分野	I チーム医療学・医療倫理学特論	2		
	II 災害医療学・保健医療学特論	2		
	コミュニケーションのための英語 I			2
	コミュニケーションのための英語 II			2
	海外研究発表英語研修			2
健康推進・リハビリテーション分野	一群 系 〈基礎〉	機能形態・薬物治療学特論		4
		機能形態・薬物治療学演習		2
		生体機能解析制御学特論		4
		生体機能解析制御学演習		2
		公衆衛生学・疫学特論		4
	二群 系 〈臨床系〉	バイオメカニクス学特論		4
		バイオメカニクス学演習		2
		スポーツ理学療法学演習		2
		発達障害作業療法学特論		4
		発達障害作業療法学演習		2
		老年期障害作業療法学特論		4
		老年期障害作業療法学演習		2
		身体運動システム学特論		4
		身体運動システム学演習		2
		作業科学特論		4
検査情報解析分野	一群 系 〈基礎系〉	病因病態情報解析学特論		4
		病因病態情報解析学実験		2
		生理画像解析学特論		4
		生理画像解析学実験		2
		生体分子機能情報解析学特論		4
		生体分子機能情報解析学実験		2
	二群 系 〈臨床〉	化学検査情報解析学特論		4
		化学検査情報解析学実験		2
		血液検査情報解析学特論		4
		血液検査情報解析学実験		2
	三群 系 〈医療〉	感染制御検査情報解析学特論		4
		感染制御検査情報解析学実験		2
		臨床検査管理情報解析学特論		4
		臨床検査管理情報解析学実験		2
特別研究	特別研究	8		

※ 修了要件は、本研究科に2年以上在学し、32単位以上を履修し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格すること。

※ 履修方法は、共通基礎科目分野2科目4単位、共通コア科目分野の必修2科目4単位、および主とする分野より14単位（講義科目8単位、演習・実験科目4単位）を選択必修、選択科目から選び必須とする。そして2年間の特別研究8単位を含めて32単位以上とする。

[大学院学則第14条第5項別表] 授業科目の種類および単位数
(看護学研究科看護学専攻)

科目区分	授業科目の名称	単位数		
		必修	選択必修	選択
共通科目	看護研究方法論Ⅰ	2		
	看護研究方法論Ⅱ	2		
	看護実践教育論	2		
	看護倫理	2		
	ヘルスプロモーションと健康教育		2	
	家族看護論		2	
	看護システム論			2
	看護理論	2		
	フィジカルアセスメント			2
	病態生理学			2
専門教育科目	看護管理			1
	コンサルテーション論			2
	生活支援看護学総論	1		
	療養生活支援看護学特論		2	
	療養生活支援看護学演習Ⅰ		1	
	療養生活支援看護学演習Ⅱ		1	
	療養生活支援看護学実習		2	
	健康生活支援看護学特論		2	
	健康生活支援看護学演習Ⅰ		1	
	健康生活支援看護学演習Ⅱ		1	
特別研究	健康生活支援看護学実習		2	
	特別研究	8		

※ 修了要件は、本研究科に2年以上在学し、30単位以上を履修し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格すること。

※ 履修方法は、共通科目において必修科目10単位、選択必修科目2単位、選択科目3単位以上、専門教育科目において必修科目1単位、療養生活領域あるいは健康生活領域いずれか主たる領域の選択必修科目6単位、特別研究8単位を含めて30単位以上を修得する。

[大学院学則 第36条第1項別表]

区分	令和4年度入学者	
検定料		35,000円
入学金		200,000円
授業料 (年額)	第1年次	632,000円
	第2年次	638,000円
施設費	第1年次	100,000円
維持管理費 (年額)		80,000円
演習費 (年額)	経営学研究科	50,000円
	人間学研究科 人間学専攻	100,000円
	人間学研究科 心理学専攻	100,000円
	外国語学研究科 英語コミュニケーション専攻	50,000円
	保健医療科学研究科 保健医療科学専攻	100,000円
	看護学研究科 看護学専攻	100,000円

1. 標準修業年限をこえて修業する場合の授業料については、履修登録する科目の1単位について20,000円を納付するものとする。維持管理費、演習費については、半年で卒業となるときは2年次の設定額の半額をもって足るものとする。1年間の在学を要するときは、2年次の設定額と同額とする。4年次以降も同様の扱いとする。
2. 優れた業績を上げ1年で修了を認められた者、1年在籍学生で修了を認められた者については、特別研究指導費として、300,000円を納入するものとする。
3. 1年在籍修了予定学生が修了を認められず、2年目の在籍に及ぶ場合は上記の表による学納金とする。
4. 経営学研究科で外部実習を行う者については、別途実習費を納付するものとする。
5. 人間学研究科で外部実習を行う者については、別途実習費を納付するものとする。
6. 外国語学研究科で外部実習を行う者については、別途実習費を納付するものとする。
7. 看護学研究科で外部実習を行う者については、別途実習費を納付するものとする。
8. 同一研究科・同一専攻の再受験を志願する場合の検定料は、10,000円とする。
9. 科目等履修生の登録料は10,000円、受講料は1単位について15,000円とする。
10. 聴講生の登録料は10,000円、受講料は1単位について7,500円とする。
11. 大学院学則第25条第1項第5号に規定した入学資格に関する審査料は、無料とする。
12. 内部特別選考または飛び級で応募する本学在学生の検定料は、10,000円とする。

[大学院学則第36条第1項および第2項別表]

一部免除対象学費	免除額
施設費	2年次入学は所定の額の2分の1
文京学院大学卒業者の入学金・施設費	入学金は所定の額の2分の1 施設費は全学免除